

いぞう

# 遺贈寄付 始めます



わたしたちの  
言葉に出来ない程の  
思いと願いを託す



「教育を通して公正な社会をつくる思いを、  
次の世代に伝えて残したい」

そんな思いから、ご自身、またはご家族の遺産やお香典返しをご寄付としてDEARに託す「遺贈・相続寄付」のご相談を下さる方が増えています。

そこでこのたび、遺贈によるご寄付を受け付けることにいたしました。

遺贈によるご寄付は「知り、考え、行動する グローバル・シティズンシップを育む」という私たちの想いを次の世代へつなぎ、持続的に事業を行うための大切な柱となります。将来的な遺贈寄付につきまして、ご検討いただければ幸いです。

お問い合わせ

メール：main@dear.or.jp 電話：03-5844-3630

担当：中村絵乃（事務局長）・牧啓太（総務・経理主任）



**DEAR**  
開発教育協会



# 遺贈寄付の流れ

## ① DEARへのお問い合わせ

まずは、DEARへのご寄付をご検討いただいているご本人様の想いをお伺いいたします。そのうえで、未来をつなぎ・託す遺贈後のイメージを持っていただけるよう、DEARの活動内容についてやご寄付の用途など詳しいお話をいたします。具体的なご決断をなさる前でも構いません。当会の活動内容の説明や手続きの方法などをご説明させていただきます。

## ② 遺言の作成・保管

専門家とご相談のうえ、遺言書を作成ください。作成の際には「遺言執行者」を決める必要があります。遺言執行者は専門家（信託銀行、司法書士、弁護士など）をご指名いただくことをおすすめします。

## ③ ご逝去・遺言の執行

遺言執行者にご逝去をお知らせいただき、遺言の執行を開始します。いただいたご寄付は、地球規模、そして国内で解決すべき開発・貧困・平和問題、構造的暴力、持続可能な開発を「知り、考え、行動する」市民育成のための各事業の活動のため、大切に活用させていただきます。そして、ご相続人やご家族には感謝状や領収証をお送りいたします。

### ・ 相続した財産からの寄付について

ご遺族など、財産を相続された方が、その財産を申告期限内（ご逝去の翌日から10か月以内）にご寄付されますと、DEARは認定NPO法人であるため、寄付額は相続税の課税対象から除かれます。申告の際、当会が発行した領収証を添付いただく必要があります。相続寄付をご検討の方はお問い合わせください。

### ・ お香典・供花代からのご寄付について

ご本人や故人の気持ちを社会に活かしたいという方が増えています。お香典・供花代へのお返しに代えてご寄付いただくことで、故人の想いを会葬者の方へ伝えることができます。DEARから、会葬者の皆さまへ向けのお礼状も発行いたします。ぜひご相談ください。



頂いたご寄付は開発教育の推進に  
大切に活用させていただきます